

○嘉麻市空家等対策協議会条例

平成27年9月18日

条例第36号

改正 平成28年6月28日条例第26号

改正 平成30年6月26日条例第30号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、空家等に関する総合的な施策及び嘉麻市老朽空家等の適正管理に関する条例(平成27年嘉麻市条例第35号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する老朽空家等の対策について協議を行い、空家等対策の推進に資するため、嘉麻市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問等に応じ、次に掲げる事項について調査し、及び審議する。

- (1) 法第6条に規定する空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (2) 法第14条に規定する特定空家等に対する措置(同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令、同条第6項に規定する公開による意見の聴取、又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。)に関する事項
- (3) 条例第2条第1号に規定する老朽空家等対策計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 条例第8条に規定する勧告に関する事項
- (5) その他空家等対策の推進に関し、市長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員12人以内をもって組織する。

2 会長は市長をもって充て、副会長は委員の互選により定める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 1人以内
- (2) 識見を有する者 4人以内

(3) 公共的団体等が推薦する者 3人以内

(4) 関係行政機関職員 2人以内

(5) 市民からの公募による者 2人以内

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が、委嘱されたときの当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し、協議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月28日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。